

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 25 日

水 曜 日

号 外

目 次

教育委員会規則

- 富山県営体育施設条例施行規則を廃止する規則 1
- 富山県総合体育センター条例施行規則を廃止する規則 2
- 富山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則
- 富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
- 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則 7

富 山 県 教育委員会規則

- 富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則 8

教育委員会告示

- 指定技能教育施設における連携科目等の変更
- 富山県教科用図書採択地区の設定についての一部改正 10
- 富山県指定史跡の指定の解除 11

教育委員会訓令

- 富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- 富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 12

公 告

- 公共測量の実施 15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県営体育施設条例施行規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 25 日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

富山県教育委員会規則第1号

富山県営体育施設条例施行規則を廃止する規則

富山県営体育施設条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第54号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（教・スポーツ・保健課）

富山県総合体育センター条例施行規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月25日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第2号

富山県総合体育センター条例施行規則を廃止する規則

富山県総合体育センター条例施行規則（昭和59年富山県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（教・スポーツ・保健課）

富山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月25日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第3号

富山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

富山県教科用図書選定審議会規則（昭和39年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

（教・小中学校課）

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月25日

富山県教育委員会委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第4号

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和62年富山県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害の報告）

第2条 県立の学校の長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、速やかに次の事項を記載した公務災害報告書により富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）にその旨を報告しなければならない。

- （1） 災害を受けた学校医等の氏名、生年月日、性別及び職業並びに所属学校の名称及び位置
- （2） 補償を受けるべき者の氏名、生年月日及び住所並びにその者と災害を受けた

学校医等との続柄又は関係

- (3) 傷病名（未定の場合には、疑われる傷病名）、傷病の部位及びその程度
- (4) 災害発生の場所及び日時
- (5) 災害発生の状況及び原因
- (6) 医師の意見、当該災害を受ける前における最近の健康診断の記録、部検記録等その災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項
- (7) 公務上の災害と認められる理由

（認定）

第 3 条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けるべき者に対し、速やかに、条例第 3 条の規定による通知をしなければならない。

（補償の請求方法）

第 4 条 前条の規定による通知を受けた者は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める補償請求書を、学校医等の所属学校の長を経由して実施機関に提出しなければならない。

- (1) 療養補償 療養の給付請求書又は療養補償請求書
- (2) 休業補償 休業補償請求書
- (3) 傷病補償 傷病補償年金請求書
- (4) 障害補償 障害補償年金・一時金請求書、障害補償年金前払一時金請求書又は障害補償年金差額一時金請求書
- (5) 介護補償 介護補償請求書
- (6) 遺族補償 遺族補償年金請求書、遺族補償一時金請求書又は遺族補償年金前払一時金請求書
- (7) 葬祭補償 葬祭補償請求書
- (8) 未支給の補償 未支給の補償請求書

（補償の支給）

第 5 条 実施機関は、前条各号に規定する補償請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に対しその決定に関する通知を

するとともに、補償を行わなければならない。

第 6 条 実施機関は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月 1 回以上支給するものとする。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第 7 条 遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金（以下この条において「遺族補償年金等」という。）を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、これらの者は、そのうちの 1 人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又は代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合においては、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(所属学校の長の助力、証明等)

第 8 条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により自ら補償の請求に必要な手続を行うことが困難である場合には、学校医等の所属学校の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 学校医等の所属学校の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明しなければならない。

(年金証書)

第 9 条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合には、当該年金証書と引き換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第 10 条 年金証書の交付を受けた者は、その年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損

傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を実施機関に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(定期報告等)

第12条 傷病補償年金又は障害補償年金を受けている者にあつては障害の現状報告書を、遺族補償年金を受けている者にあつては遺族の現状報告書を、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

- 2 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治つた場合

イ その障害の状態の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 障害補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 条例第4条において例によることとされている公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第10条第1項（同項第1号を除く。）の規定によりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ 政令第9条第3項に規定する遺族の数に増減を生じた場合

ウ 政令第9条第4項に規定する妻が、同項各号のいずれかに該当するに至つた場合

- 3 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

- 4 前2項の届出をする場合には、その事実を証明する書類その他の資料を実施機

関に提出しなければならない。

(記録簿)

第13条 実施機関は、補償に係る記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(書類の保存)

第14条 実施機関は、補償に関する書類を、その完結の日から起算して5年間保存しなければならない。

(法令等の周知)

第15条 実施機関は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)、政令、条例及びこの規則の要旨を、提示その他適当な方法により学校医等に周知しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教・スポーツ・保健課)

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月25日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

富山県教育委員会規則第5号

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成17年富山県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月25日

富 山 県 知 事 石 井 隆 一
富山県教育委員会委員長 村 井 和

富 山 県 規 則 第 1 号
富山県教育委員会規則

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和62年富山県規則第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(教・スポーツ・保健課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県教育委員会告示第3号

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和43年6月6日付けで技能教育施設として指定した富山県技術専門学院におけ

る連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により公示する。

平成27年3月25日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
(変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
機械操作基本実習	実習
溶接基本実習	実習
プレス加工基本実習	実習
特殊溶接実習	実習
板金工作実習	実習
総合加工実習	実習
製図	製図
展開図	製図
CAD基本実習	製図
機械工学概論	機械工作
金属材料学	機械工作
溶接法	機械工作
安全衛生	機械工作

(変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
機械操作実習	実習
溶接基本実習	実習
プレス加工実習	実習

特殊溶接実習	実習
板金塗装実習	実習
総合加工実習	実習
企業派遣訓練	実習
機械製図	製図
CAD操作実習	製図
機械工学	機械工作
金属材料	機械工作
溶接法	機械工作
安全衛生	機械工作

2 変更年月日

平成27年 4 月 1 日

富山県教育委員会告示第 4 号

富山県教科用図書採択地区の設定についての一部改正について

富山県教科用図書採択地区の設定について（昭和42年富山県教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月 25 日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

教科用図書採択地区の表中「構成郡市名」を「構成市町村名」に改め、

下新川・黒部	黒部市、下新川郡
--------	----------

を

下新川・黒部	黒部市、入善町、朝日町
--------	-------------

に改め、

中新川	滑川市、中新川郡
-----	----------

を

中新川	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
-----	-----------------

に改める。

(教・小中学校課)

富山県教育委員会告示第 5 号

富山県指定史跡の指定の解除について

富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり富山県指定史跡の指定は、解除された。

平成27年 3 月25日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

1 指定が解除された富山県指定史跡

名 称	所有者又は管理者	所 在 地	備 考
高岡城跡	高岡市	高岡市古城 9 番 1 外	昭和40年 1 月 1 日指定 (昭和40年1月 1 日付け 富山県教育委員会告示 第 1 号)

2 指定が解除された日

平成27年 3 月10日

(教・生涯学習・文化財室)

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3 月25日

富山県教育委員会

委 員 長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
出先機関
教育機関
県立学校

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程（平成 5 年富山県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「教育長」を「教育次長（教育次長が 2 人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長。）」に改める。

第 5 条第 2 項中「教育次長（教育次長が 2 人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長。以下同じ。）」を「教育企画課長」に改める。

第 8 条第 3 項中「小中学校課長」を「保健体育課長」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「教育次長」を「総括安全衛生管理者」に改める。

第 10 条第 3 項第 1 号中「小中学校課長」を「保健体育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（教・小中学校課）

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成 27 年 3 月 25 日

富山県教育委員会

委 員 長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
出先機関

教育機関
県立学校

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部
を改正する訓令

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程（昭和43年富山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第6項中

作 業 服 上	1	1	技術職員及び実習教諭を含 み、理科実験を担当する者 を除く。	を
作 業 服 下	1	1		
白 衣	2	1	理科実験を担当する者（実 習教諭を含む。）に限る。」	

作 業 服 上	1	1	実習教諭を含み、理科実験 を担当する者を除く。	に改め、
作 業 服 下	1	1		
又 は 白 衣	1	1	作業服又は白衣のいずれか を選択できる。	
白 衣	1	1	理科実験を担当する者（実 習教諭を含む。）に限る。」	

同表第8項中

作 業 服 上	1	2	実習担当の教諭に限る。	を
作 業 服 下	1	1		

作 業 服 上	1	2	高等部職業科の実習を担当 する者に限る。	に改め、
作 業 服 下	1	2		
又 は 白 衣	1	2	作業服又は白衣のいずれか を選択できる。」	

同表第11項中

白 衣	1	1		を
-----	---	---	--	---

白	衣	1	2	
---	---	---	---	--

に改め、

同表第14項中

作	業	服	上	1	2	
作	業	服	下	1	2	

を

作	業	服	上	1	2	作業服又は白衣のいずれか を選択できる。
作	業	服	下	1	2	
又			は			に改め、
白			衣	1	2	

同表第15項中

白	衣	1	1	機能訓練を担当する者を除く。
---	---	---	---	----------------

を

白	衣	1	1	
---	---	---	---	--

に改める。

別記様式注1中「小中学校課」を「保健体育課」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程に基づき貸与されている被服等は、この訓令による改正後の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、この訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程により貸与を受けた時から起算する。

(教・小中学校課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成27年 3 月 16 日から平成27年 9 月 3 日まで

3 作業地域

朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、
上市町、富山市、射水市、高岡市、小矢部市

